

対象サービス	質問	回答案
共通	令和8年度処遇改善加算の拡充について概要を教えてください。	<p>令和8年6月より障害福祉従事者の賃金改善のため、処遇改善加算の拡充が行われる。</p> <p>具体的には以下のとおり。</p> <p>① 処遇改善加算の対象について、福祉・介護職員のみから障害福祉従事者に拡大する（加算率の引上げ）  ② 生産性向上や協働化に取り組む事業者に対する上乗せの加算区分を設ける（加算Ⅰ、Ⅱについてイ・ロの2種類の区分が設けられる）  ③ 処遇改善加算の対象外だった計画相談支援、障害児相談支援及び地域相談支援に処遇改善加算を新設する  ④ ベースアップなどによる更なる賃上げや生産性向上等の取組を後押しするために必要な措置を講ずる。</p>
共通	令和8年度の中核的人材養成研修について、日程や募集人数の詳細を教えてください。	<p>日程と募集人数は以下のとおり。</p> <p>①日程  第1回：令和8年8月5日（オンライン形式）  第2回：令和8年10月1日（集合形式 Aブロック）  第3回：令和8年11月4日（オンライン形式）  第4回：令和8年12月2日（オンライン形式）  第5回：令和9年1月27日（オンライン形式）  第6回：令和9年2月25日（オンライン形式）</p> <p>②募集定員  各都道府県・政令指定都市から2名</p>
共通	昨今、AIの普及が加速しているが、障害福祉サービスにおける手続きについて、AIを活用した仕組みづくりを行う予定はあるか。	現状予定していない。
共同生活援助	グループホーム利用者（共同生活援助）の通院の付き添いについて、通院付き添い費用を取ることは可能か。	利用者に交通費等の付き添いに係る費用を負担させることはできない。
就労継続支援B型	目標工賃達成指導員配置加算について、目標工賃達成指導員を他の直接処遇の職種との兼務によって常勤換算1以上確保した場合に当該加算の算定は可能か。（目標工賃達成指導員のみでは1以上の配置としない場合）	不可。あくまで目標工賃達成指導員として常勤換算で1以上の配置が必要となる。また、兼務の場合は他の職種と時間を分ける必要がある。
共同生活援助	日中サービス支援型のグループホームについて、各利用者は日中ホームに滞在しなければならないのか。	日中サービス支援型グループホームについては、常時介護を要するものに対し、昼夜を通じて介護サービスを提供することを基本理念とするものであり、利用者の通所自体を制限するものではない。個々の利用者の通所については、本人の意向や支援計画内容に応じて各事業所にて判断されたい。
生活介護	生活介護の送迎加算について、利用者本人が直前で通所を拒否し、送迎の実績がない場合において当該加算の算定は可能か。	当該加算は、利用者に対してその居宅等と事業所等の間の送迎を行った場合にのみ算定可能であるため、実績がない場合は算定できない。